



基盤整備等の在り方検討WG (第1回) ご説明資料

2019年6月25日

KDDI株式会社

- 2 消費者保護に対する考え
 - 2-1 「無線を用いた固定電話」の課題
 - 2-2 ユニバーサルサービスの基本3要件と利便性
 - 2-3 ラストリゾートの在り方
 - 公正競争に対する考え

- 2 消費者保護に対する考え
 - 2-1 「無線を用いた固定電話」の課題
 - 2-2 ユニバーサルサービスの基本3要件と利便性
 - 2-3 ラストリゾートの在り方
 - 公正競争に対する考え

【1】2030年頃の通信環境

すべての人やモノがネットワークに"つながっている"個人・社会のニーズは多様化あらゆる生活シーンで多様なサービスを利用可能



【1】今後の基盤整備に向けた視点

ブロードバンドを整備すれば、音声もインターネットも利用可能 (生活に必要なほぼ全てのニーズに対応)

条件不利地域については、基金、補助金などが必要だが、 5G普及、ブロードバンドサービスのユニバーサル化等 将来を見据えれば条件不利地域であっても光の整備が重要





「将来の通信環境、求められる基盤整備等を見据え、 今何をしておくべきか」 という視点で検討を行うことが重要

- ✓ 無線を用いた固定電話は、今の固定電話を完全には 代替できず、消費者利便を損なうおそれ
- ✓ NTTのラストリゾート事業者としての責務
- ✓ NTT法の規定により守られている公正競争上の問題 (NTT法における自己設備設置要件を前提とした禁止行為規制、業務範囲の問題)

2 消費者保護に対する考え

- 2-1 「無線を用いた固定電話」の課題
- 2-2 ユニバーサルサービスの基本3要件と利便性
- 2-3 ラストリゾートの在り方

公正競争に対する考え

【2-1】当社の「無線を用いた固定電話」

当社の「メタルプラス電話」(固定電話)終了に伴い、 移行先サービスとして「ホームプラス電話」 (無線を用いた固定電話)の提供を開始



【2-1】ご利用にあたっての制約事項

お客様には、無線を用いた固定電話への切り替えにより ご利用いただけなくなるサービスがあることを必ずご確認

- ●緊急通報システム ●自治体の「あんしん電話」サービス
- ●ホームセキュリティ ●ガス検知システム 等
 - お申し込み前にご確認ください。

以下の場合にはホームプラス電話をご利用いただけません。					
	ボタンひとつで緊急機関に接続される装置をご利用のお客さま				
緊急通報システム (「あんしん電話」等の名称で 呼ばれている場合もあります。)					
	※上記以外の機種が提供されている場合もあります。				
ホームセキュリティ	侵入を検知すると警報を鳴らし、誰かに知らせる等の サービスをご利用のお客さま				
ガス検知システム	ガスの消し忘れの緊急通報や外出先からガスの消し 忘れ確認等を行うサービスをご利用のお客さま				
複合機のFAX機能/ ビジネス用途でのFAX送受信	電話機能の付いていない (受話器がない) コピー、 ブリンター、FAXなどの複数の機能を有する機器の FAX機能をご利用のお客さま ビジネス用途でFAXを頻繁にご利用のお客さま				
ホームエレベーター	個人住宅用ホームエレベーターをご利用のお客さま				

「メタルプラス電話」終了※にあたって、移行先のサービスとして 「ホームプラス電話」を推奨したが

は「ホームプラス電話」(無線)を非許容

※2016年6月30日をもって終了

構成員限り

10

ホームプラス電話を選択されなかったお客様の大半

構成員限り

が

無線を活用したサービスについて否定的に捉えている

その理由は光を用いた固定電話ではほとんど問題とならないもの

構成員限り

2 消費者保護に対する考え

- 2-1 「無線を用いた固定電話」の課題
- 2-2 ユニバーサルサービスの基本3要件と利便性
- 2-3 ラストリゾートの在り方

公正競争に対する考え

【2-2】ユニバーサルサービスの位置づけ

現行のユニバーサルサービスは、「不可欠性」「利用可能性」 「低廉性」の3つの基本要件を満たすことが求められている (これまで全てを満たしたものをユニバーサルサービスとして指定)

特に「不可欠性」の観点から「無線を用いた固定電話」についてどう考えるか

ユニバーサルサービス 基本3要件	加入電話	公衆電話	光IP電話 ※	無線を用いた 固定電話
不可欠性 (essentiality) のある加入電話と同等のサービスが 確保されているか	0	0	0	サービス水準 /利便性?
利用可能性(availability)があり、地域間格差なくどこでも利用できるといえるか	0	0	*加入電話と光IP電 話のいずれかにより全 国における利用は確 保	· 同等性? 代替関係?
低廉性 (affordability) があり、誰もが利用可能な料金 となっているか	0	0	0	低廉な料金?

「無線を用いた固定電話」では、 加入電話と同等の利便性が確保できない

現在ご利用中のサービス※をそのままの端末で利用できる

無線を用いた固定電話

現在ご利用中のサービス※をそのままの端末では利用できなくなる

- ●緊急通報システム
- ●ホームセキュリティ
- ●自治体の「あんしん電話」サービス
- ●ガス検知システム

2 消費者保護に対する考え

- 2-1 「無線を用いた固定電話」の課題
- 2-2 ユニバーサルサービスの基本3要件と利便性
- 2-3 ラストリゾートの在り方

公正競争に対する考え

【2-3】ラストリゾートの在り方

誰も提供する事業者がいない場合の"ラストリゾート"を 確保する必要がある

電電公社時代からのインフラ資産を引き継ぐ 政府出資のNTTがその責務を負っている

現行のNTT法の規定(所謂「自己設置義務」)は不可欠

- ・将来のブロードバンドのユニバーサルサービス化やユニバーサルアクセスを見据えれば、光での提供が望まれる
- ・大規模な他社設備の活用は、他社撤退時のNTTの設備再敷設を困難にし、 実質的にラストリゾートを確保できなくなる

※仮に無線(他社設備)を利用するとしても、消費者保護、公正競争上の課題の解決を担保することが 前提であり、極めて例外的・限定的扱いとすべき

【2】当社の考え(まとめ)

他社の無線設備を用いた固定電話は 光IP電話と異なり、現在の固定電話を完全に代替できない

消費者利便を損なうおそれ

(現在ご利用中のサービスが そのままの端末では使えなくなる)

ラストリゾート確保の問題

一方、当社の事例では 固定電話サービスの終了を契機に、 ブロードバンドサービスも利用可能な 固定電話サービスへの移行を 希望されるお客様が存在

5G普及、ブロードバンドサービスのユニバーサル化等 将来を見据えれば、メタルでの固定電話の提供をやめる場合は 自前光で提供することを優先すべきではないか

- 2 消費者保護に対する考え
 - 2-1 「無線を用いた固定電話」の課題
 - 2-2 ユニバーサルサービスの基本3要件と利便性
 - 2-3 ラストリゾートの在り方
 - 公正競争に対する考え

【3】公正競争上の問題

仮に、他社の無線設備を用いた固定電話を 無制限に認める場合、以下の公正競争上の問題が生じるおそれ

①市場支配力に係る問題

第一種指定電気通信設備制度に基づく(自己設備設置要件を前提とした)禁止行為規制の形骸化

②業務範囲に係る問題

NTT東・西がボトルネック設備や顧客基盤の優位性をもったままモバイル市場に進出

【3】①市場支配力に係る問題

仮に無制限に他者設備の利用が 進むと、NTT東・西の加入者回線 数が減少

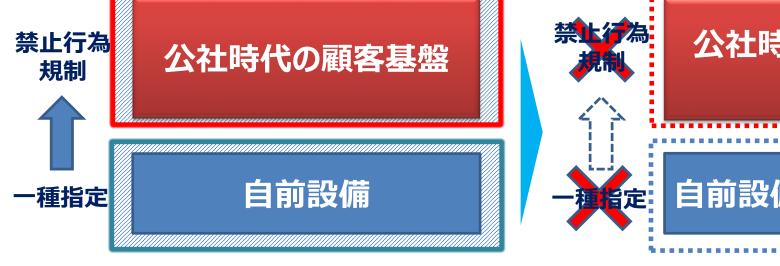


第一種指定電気通信設備の指定※ が徐々に外れる

※加入者回線(自前設備)シェア50%

市場支配力(公社時代の顧客基盤)を保持したまま 禁止行為規制の適用外に

(NTTドコモ網を使った実質的なNTTグループによる潜脱行為の懸念も)



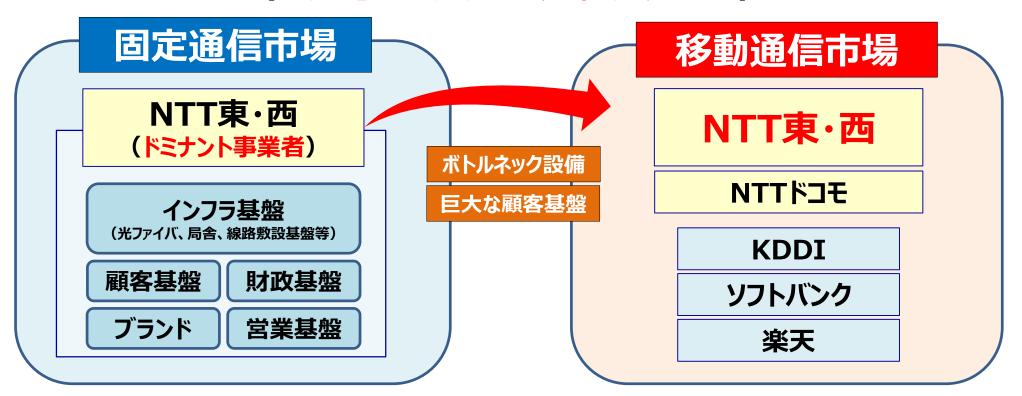
公社時代の顧客基盤 (保持)

自前設備

【3】②業務範囲に係る問題

NTT東・西による無線活用を無制限に認めるとボトルネック設備や顧客基盤の優位性を持ったまま移動通信市場に参入するおそれ

公正競争環境に甚大な影響が発生(固定電話の用途のみに限定が必要)



(参考) 日本電信電話株式会社等に関する法律

(事業)

- 第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。
 - 一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。
 - 二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。
 - 三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。
 - 四 前三号の業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項の業務を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、会社は、総務 省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。
- 一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下同じ。)において行う地域電気通信業務(同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ。)
 - イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県
 - □ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びにイに掲げる県以外の県
- 二 前号の業務に附帯する業務

(責務)

第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たつては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民 生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。 Tomorrow, Together

おもしろいほうの未来へ。



